

平成 31 年 3 月市議会定例会
副 市 長 報 告 案 件 説 明

[説明者；樋口副市長]

報告案件につきまして、御説明申し上げます。

報告第 1 号は、旧文武学校弓術所外保存修理工事について、整備事業に伴う解体等の進行によって判明した、当初計画には盛り込まれていなかった修理及び処置の実施に伴い契約金額の増額をするもので、相手方と変更請負契約を締結することについて、市長専決処分指定の件第 5 の規定により、専決処分をいたしましたものです。

報告第 2 号から報告第 10 号までの 9 件は、いずれも事故に係る損害賠償です。

報告第 2 号につきましては、昨年 8 月、市内古牧で発生した施設管理上の事故に係る損害賠償額について、報告第 3 号については、昨年 8 月、市内若穂で発生した交通事故に係る損害賠償額について、報告第 4 号については、昨年 12 月、市内高田で発生した道路管理上の事故に係る損害賠償額について、報告第 5 号については、昨年 12 月、市内三輪で発生した道路管理上の事故に係る損害賠償額について、報告第 6 号については、昨年 10 月、市内村山で発生した物損事故に係る損害賠償額について、報告第 7 号については、昨年 8 月、市内若穂で発生した交通事故に係る損害賠償額について、報告第 8 号については、昨年 9 月、市内若里で発生した交通事故に係る損害賠償額について、報告第 9 号については、昨年 11 月、市内篠ノ井で発生した交通事故に係る損害賠償額について、報告第 10 号については、昨年 11 月、市内松岡で発生した交通事故に係る損害賠償額について、市長専決処分指定の件第 4 の規定により、それぞれ専決処分をいたしましたものです。